

米国産牛肉輸入問題（対日輸出認定施設の現地調査結果）に関する説明会 議 事 次 第

平成18年7月28日(金)

14:00~16:00

於：三田共用会議所講堂

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 米国における日本向け牛肉認定施設の現地調査結果について
- (2) 質疑応答

3. 閉 会

<配布資料>

- 資 料 対日輸出認定施設の事前調査結果等について
- 参考資料1 米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果
- 参考資料2 現地調査結果を踏まえた米国産牛肉の取扱いについて（厚生労働省）
- 参考資料3 牛海綿状脳症（BSE）対策本部決定事項（農林水産省）

<行政出席者>

食品安全委員会

西郷 正道 リスクコミュニケーション官

厚生労働省

松本 義幸 医薬食品局食品安全部長
藤井 充 大臣官房参事官
道野 英司 医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室長

農林水産省

中川 坦 消費・安全局長
釘田 博文 消費・安全局動物衛生課長

対日輸出認定施設の 事前調査結果等について

厚生労働省 食品安全部
農林水産省 消費・安全局

説明の流れ

- I 米国産牛肉問題のこれまでの経緯
- II 「日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置についての共同記者発表」の概要
- III 対日輸出認定施設に対する調査結果等
 - ① 対日輸出認定施設の調査結果
 - ② 農場・飼料調査の結果
- IV 輸入手続再開の考え方
 - ① 対日輸出認定施設への対応
 - ② 日本国内で新たに講じる措置
 - ③ 輸入手続停止中貨物の取扱い
 - ④ その他

I. 米国産牛肉輸入問題 のこれまでの経緯

これまでの経緯 ①

H15.12.24

米国でBSE感染牛1頭確認

米国からの牛肉等の輸入停止
輸入停止直後から継続的に協議を実施

H17. 5.24

米国産牛肉等の輸入再開について食品安全委員会
へ諮問

H16.10の局長級会合を踏まえ、米国産牛肉等と我が国牛肉等とのBSEリスクの同等性を諮問
プリオン専門調査会において10回審議

H17.12.8

米国産牛肉等のリスク評価について食品安全委員会から答申

・米国・カナダのBSEリスクの科学的同等性を評価するのは困難
・輸出プログラム
〔全頭からのSRM除去
20か月齢以下の牛 等〕
が遵守された場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい

H17.12.12

米国・カナダ産牛肉等の輸入再開決定

輸入再開に当たっての対応、Q&Aについてプレスリリース

H17. 12.13~24

米国及びカナダにおける日本向け牛肉認定施設等の査察

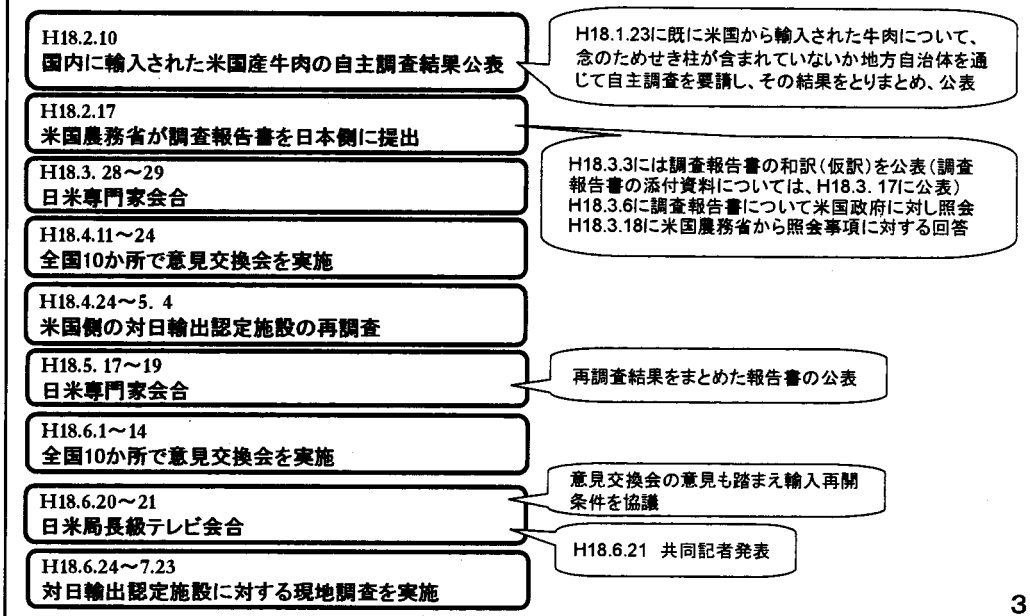
担当官を派遣し、食肉処理施設(米国11施設、カナダ4施設)等の査察を実施

H18.1.20

米国産牛肉の輸入手続の停止

・せき柱を含む米国産子牛肉を発見
・当該ロットについては、全て焼却処分
・全ての米国産牛肉の輸入手続を停止

これまでの経緯 ②



3

Ⅱ. 「日本政府及び米国政府による米国産牛肉の輸入手続の再開に向けた措置についての共同記者発表」の概要

4

米国側の措置①

★施設の措置

- ・対日輸出ができる製品リストを作成
部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料の仕入れ先リストと仕入れ先ごとに仕入れ可能な製品リストを作成。
これらのリストは施設のマニュアルに記載。
- ・特定危険部位の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件を施設のマニュアルに記載
- ・対日輸出条件について役職員への周知を徹底

5

米国側の措置②

★農務省農業販売促進局(AMS)の措置

- ・施設認定に際して、マニュアルの適正性、役職員の理解を確認
施設を担当する検査官の研修終了後に施設を認定
- ・製品リストを管理し、輸出申請ごとに、その製品が輸出可能か確認
- ・抜打ちによる査察を実施

★農務省食品安全検査局(FSIS)の措置

- ・輸出プログラム条件に関する試験への合格の義務づけ等を通じた周知徹底
- ・輸出検査証明に際して、製品リスト、対日輸出プログラム条件への適合性を確認
- ・抜打ちによる査察を実施

6

日本側の措置

- ★対日出荷再開前の現地調査
- ★米国農務省による抜打ち査察への同行
- ★日本の水際での検査の強化
- ★輸入業者に対する対日輸出プログラム条件についての周知徹底

7

輸入手続きの再開①

- ★輸入手続き再開の基本的な考え方
対日出荷再開前の現地調査により
 - ・米国の検査体制、対日輸出プログラムの有効性を検証
 - ・現地調査において、不適合がなかった施設について輸入手続きを再開
 - ・不適合のある施設が発見された場合、日米両政府は、その不適合について緊密に協議

8

輸入手続きの再開②

★国内にある輸入手続き停止中貨物の取扱い

- ・日本政府による現地調査で不適合がなければ、輸入手続きの再開後に全箱確認をし、問題がなかったものについて輸入を認める

9

Ⅲ. 対日輸出認定施設 に対する調査結果等

10

対日輸出認定施設の調査

11

調査期間、実施方法等

実施期間: 2006年6月24日から7月23日

対象施設: 対日輸出認定35施設

実施者: 厚生労働省・農林水産省

確認内容: 施設のマニュアルの整備状況(輸出プログラム要件(追加要件含む)への適合性)
マニュアルに沿った作業の実施(手順の遵守状況や記録の保管状況等、システム全体の適正な遵守状況)

12

と畜・食肉処理施設の調査方法

【書類等での調査】

- 施設の概要(従業員数、検査官数など)
- 輸出プログラム、HACCPプラン等の確認
- 関係記録の確認…過去の対日輸出に関連する記録、輸出プログラム・HACCPプランに関連する記録、ノンコンプライアンスレコード、従業員等への教育記録など

【現場での調査】

- デモンストレーション
- インタビュー

13

処理等の流れ

14

生体の受け入れ



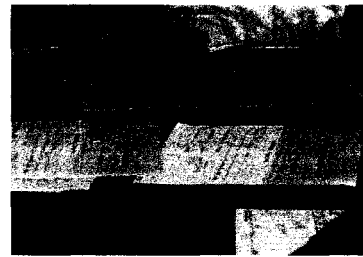
ロット単
位で収容

ロット単
位で搬
入



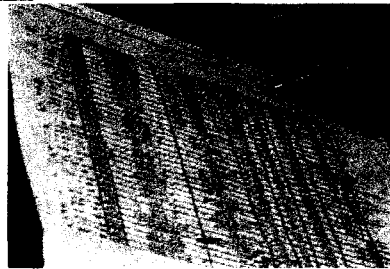
15

生体受入時の書類確認



受入施設に併設さ
れた事務所

書類
確認



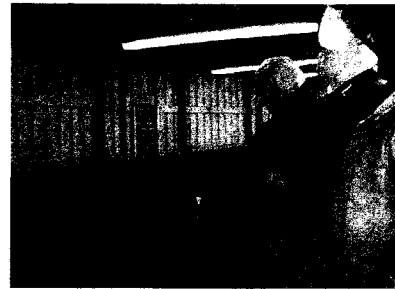
16

生体のロット管理

ロット毎にペンに搬入、管理

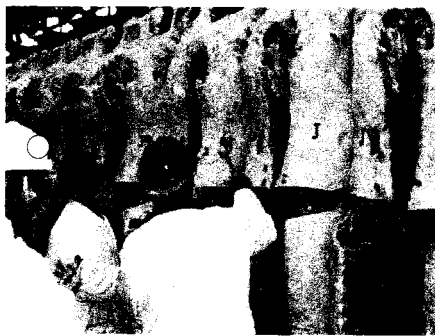


ロットの先頭・最後尾の個体に印を付け、ロット間を区分する例



17

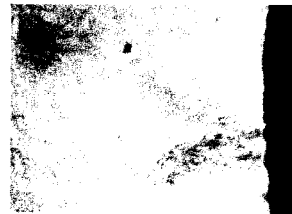
生理学的成熟度による月齢判別



懸垂保管状態での格付け
(A40以下の証明)



Jスタンプと
USDA認証
スタンプ

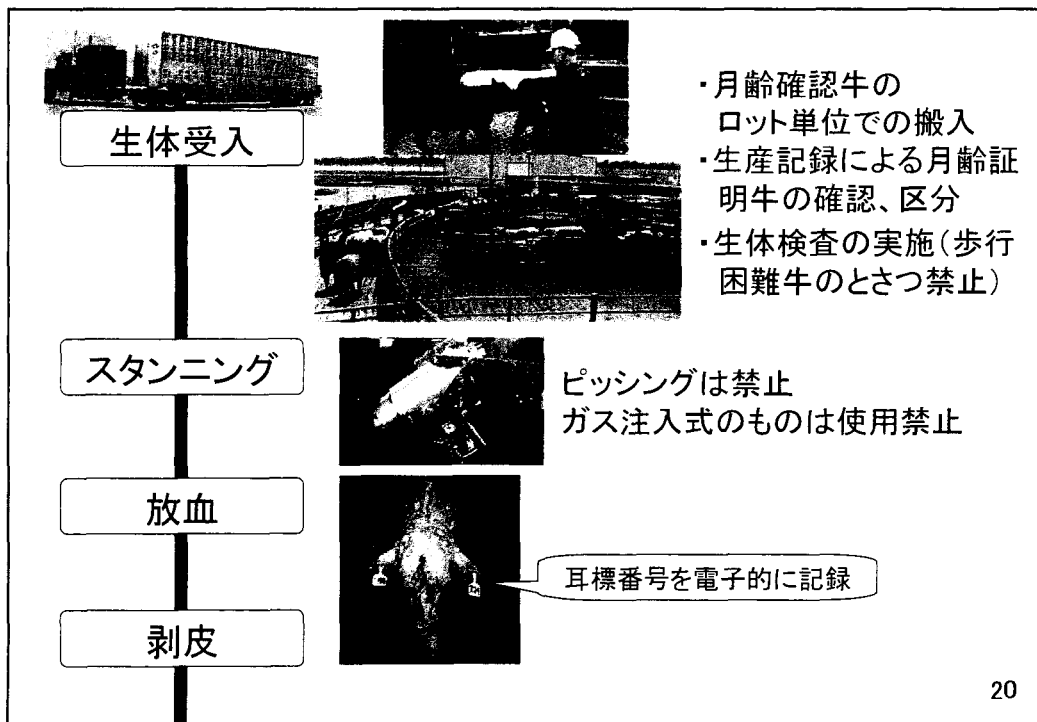


A50以上はJスタンプを除去

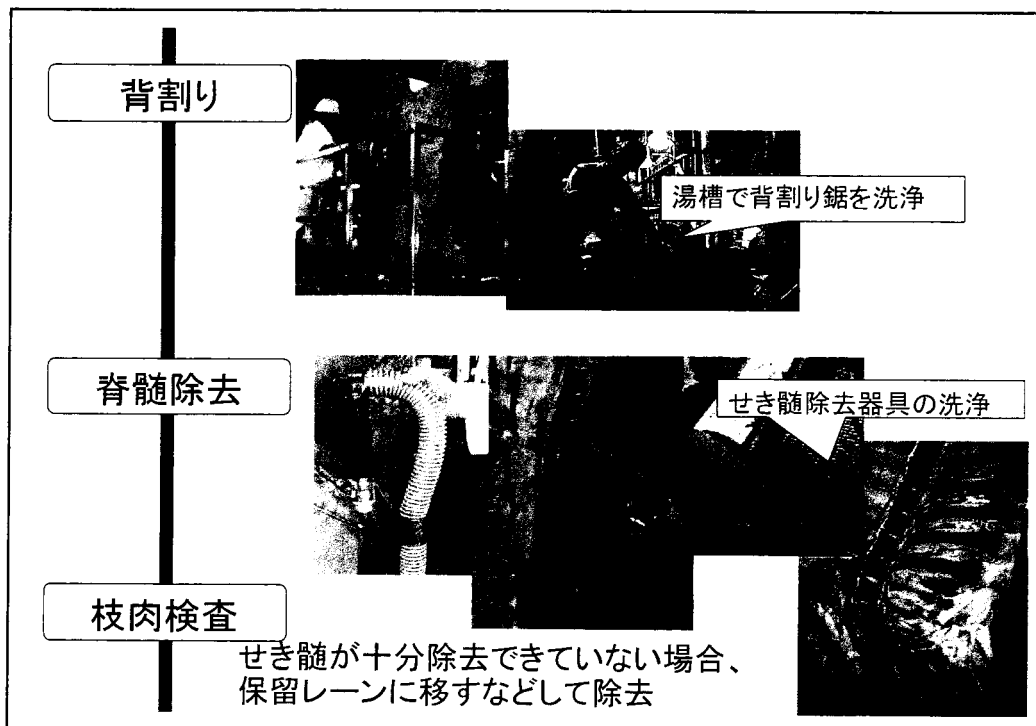
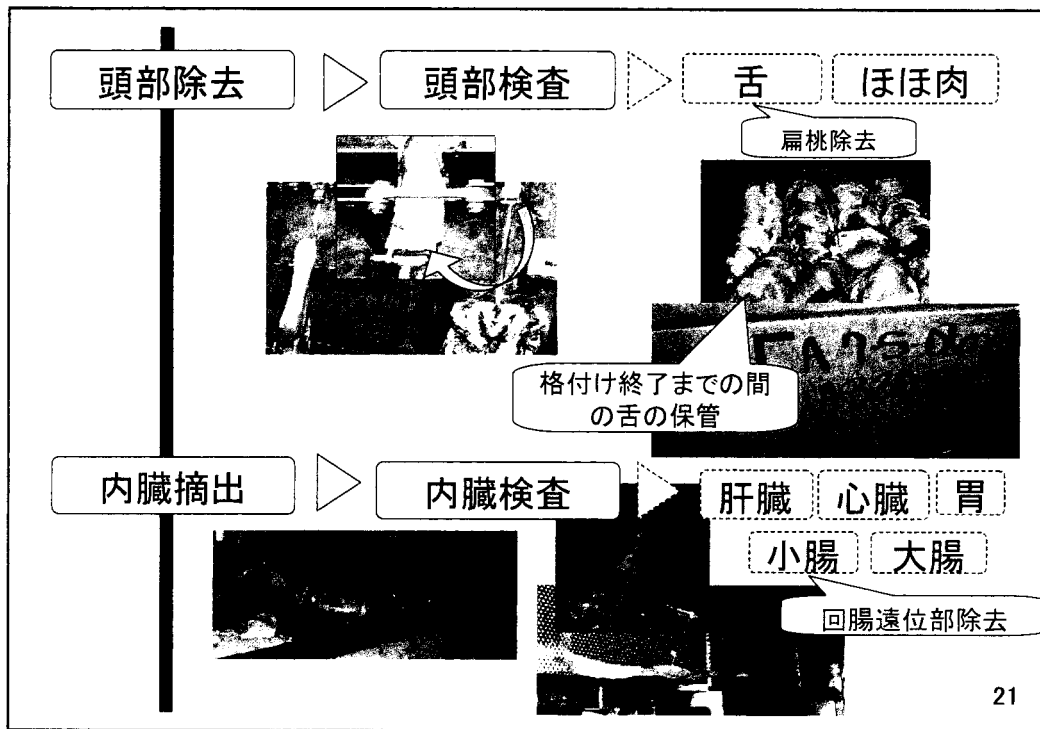
18

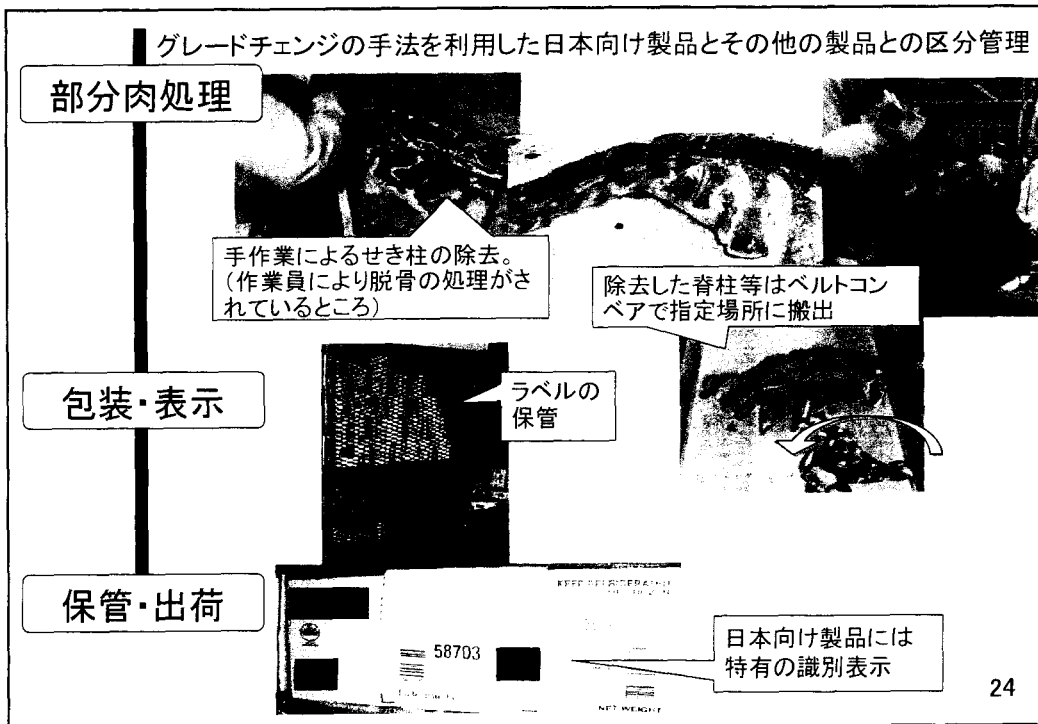
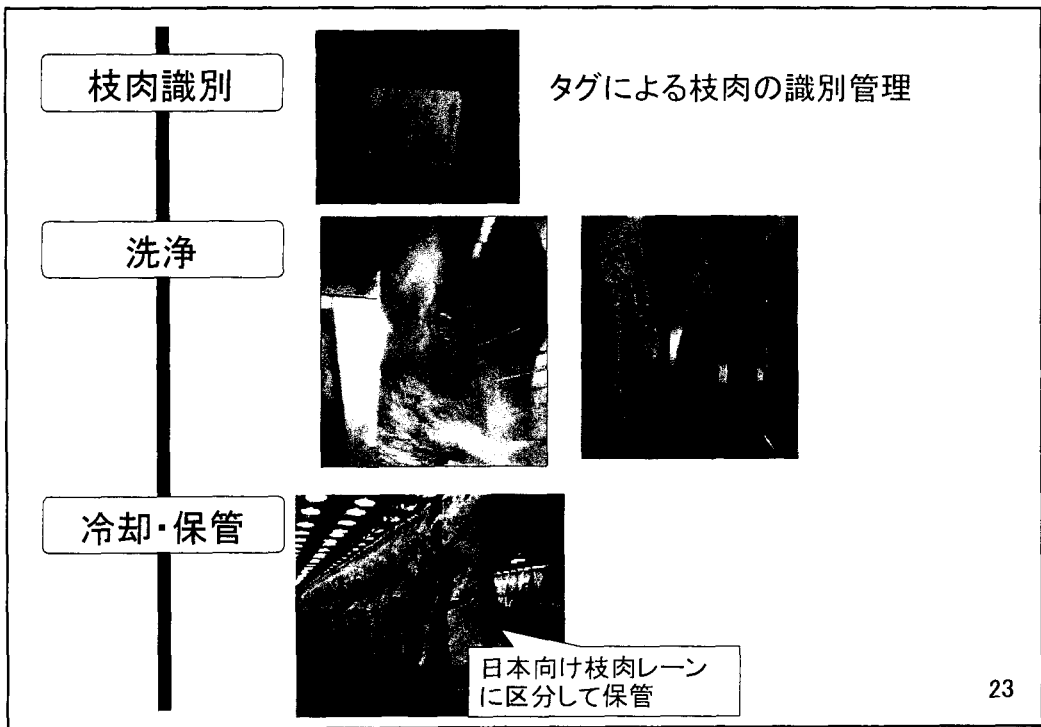
と畜場、食肉処理施設 におけるSRM除去、 対日輸出品の区分管理

19



20





調査結果の概要

25

－結果概要－

- 米国が実施した再調査における指摘事項の
改善措置の実施状況
すべての施設で改善が図られていた
- 現地調査対象35施設のうち
特段の指摘がなかった施設: 20施設
指摘事項が確認された施設: 15施設

26

— 指摘事項① —

- 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中
- 認定前にと畜された牛肉が含まれていた(20か月齢以下であり、SRMが除去されていたことについては確認済み)
- 適格品リストに対日輸出できない唇の肉を掲載という書類上の不備(対日輸出の計画・実績なし)
- 適格品リストに、処理設備が未整備又は具体的な処理手順が定められていないものを掲載という書類上の不備(対日輸出の計画・実績なし)

27

— 指摘事項② —

- マニュアルに対日輸出できない唇及び舌根部の筋肉の処理手順を記載(適格品リストには記載なし)という書類上の不備
- 一部の枝肉の仙骨部分にせき髓が少量残存(その後の工程では仙骨ごと除去)
- 月齢確認牛の供給者の認定リストが最新でないという書類上の不備(対日輸出の実績なし)

28

農場・飼料調査

29

調査期間、実施方法等

実施期間: 2006年7月6日から7月23日

対象施設: 農場5施設、飼料工場2施設、レンダリング工場1施設

実施者: 農林水産省

確認内容: 農場における月齢確認の記録の保管状況及び伝達状況、飼料の製造・出荷・給与の実態、飼料規制の遵守状況について確認

30

生産農場における月齢確認

USDAが認定する2つのプログラムによる月齢確認

- 1 工程証明プログラム (PVP: Process Verified Program)
- 2 品質システム評価プログラム (QSA: Quality System Assessment)

各農場において、牛の月齢確認の方法について調査を行った結果、
個体又は群単位での生年月日が適正に記録・伝達されていることが
確認された。

31

耳標による個体の確認



牛の出生月別に耳標を色分け
(アイダホ州)

フィードロットでの
耳標装着状況
(ネブラスカ州)



米国の飼料規制

		給与飼料(米国)			給与飼料(日本)		
		牛	豚	鶏	牛	豚	鶏
肉骨粉	牛	○	○	○	○	○	○
	豚	○	○	○	○	○	○
	鶏	○	○	○	○	○	○

(飼料規制で定める禁止原料)

ほ乳動物由来のたん白質を反すう動物に給与することを禁止

(規制対象除外品目)

豚由来たん白質、血液、ゼラチン、食品残渣、乳製品、動物性油脂製品等

33

飼料規制の遵守状況

【調査結果】

農場、飼料工場、レンダリング施設において、飼料の製造・出荷・給与の実態、飼料規制の遵守状況等の確認を行った。この結果、いずれの施設においても米国における飼料規制に違反する事実は認められなかった。

34

繁殖経営・フィードロットでの飼養管理



繁殖農家の放牧地
(アイダホ州)



フィードロット(ネブラスカ州)



フィードロットでの自家配合
施設(ネブラスカ州)

35

米国の業界における自主的取組の例

- 家畜に法令に違反する飼料が給与されていないことを示す宣誓書(アフィデビット)の提出
- 飼料に動物性の原料を使用していないことを示す宣誓書の提出
- 飼料の第三者機関による検査・証明 等

施設証明協会(Facility Certification Institute, FCI)による検査証明済み製品であることを示す
ロゴ

<http://www.certifiedfacility.org/main/index.cfm>



36

IV. 輸入手続き再開の 考え方

37

対日輸出認定施設 への対応

38

調査対象35施設への対応

指摘事項のなかった
施設: 20施設

当該施設からの
輸入手続きを再開

指摘事項のあった施設:
15施設

必要な是正措置が
講じられた施設: 13施設

対日輸出リストから
除外された施設: 1施設

条件付きで対日輸出リス
トに掲載する施設: 1施設

39

指摘事項のあった施設への対応①

対日輸出リストからの除外

- 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中であつた1施設
→ 米国が査察を行い、日本が確認するまでの間、対日輸出リストに掲載しない

条件付き対日輸出リストへの掲載

- 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設
→ 通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視・評価。AMSは、その後さらに査察を行い遵守状況を監視・評価。日本側は、評価結果の報告を受けるとともに現地において実施状況の確認を行う

40

指摘事項のあった施設への対応②

是正措置を確認済の施設

- この他の事例(13施設)

→既にこれらの施設で是正措置が講じられていることを日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リストに掲載

- 適格品リストに対日輸出できない唇の肉を記載
- 適格品リストに、処理設備が未整備又は具体的な処理手順が定められていないものを掲載
- マニュアルに対日輸出できない唇及び舌根部の筋肉の処理手順を記載(適格品リストには記載なし)
- 一部の枝肉の仙骨部分にせき髓が少量残存(その後の工程では仙骨ごと除去)
- 月齢確認牛の供給者の認定リストが最新でない

41

— 今後の対応 —

- 調査対象施設35施設中34施設について輸入手続を再開(うち1施設は条件付き)
- 今後6ヶ月間は、米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間とし、米国側は新たな施設の認定は行わない
- 輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証

42

日本国内で新たに 講じる措置

43

— 対応の内容 —

- 日本の水際での検査の強化
 - ・AMSから提供を受けた施設ごとの適格品リストを用いて製品の適合性を確認
 - ・当面、輸入業者の協力を得て全箱確認を実施
- 輸入業者等に対する輸出プログラムの再度の周知徹底(実施済み)

44

輸入手続き停止中 貨物の取扱い

45

－対応の考え方－

- 昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査でも安全性について問題がないことを確認
- 念のため今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上輸入を認めることとし、その際輸入業者の協力を得て全箱を開梱し、SRMが含まれていないこと等を確認

46

その他

47

－その他の対応－

- 原産地表示
 - ・消費者の合理的な選択に資する観点から、牛肉を使用した加工食品の原料原産地表示「**「外食における原産地表示に関するガイドライン」**」に基づく事業者による主体的な情報提供の一層の活性化を促す
 - ・牛肉の原産地表示等について、JAS法に基づく監視指導の更なる徹底を図る
- 情報提供
 - 米国产牛肉輸入問題については、今後とも、査察の結果をはじめとして国民に対する情報提供に努める

48

参考資料

調査実施35施設

	会社名	所在地		会社名	所在地
1	アイオワバシフィックプロセッサ	アイオワ州デモイン	19	タイソンフレッシュミート	ネブラスカ州ダコタシティ
2	アメリカンフードグループ	ウイスコンシン州グリーンベイ	20	タイソンフレッシュミート	アイオワ州デニソン
3	カーギルミートソリューションズ	カンザス州ドッジシティ	21	タイソンフレッシュミート	カンザス州エンボリア
4	カーギルミートソリューションズ	コロラド州フォートモーガン	22	タイソンフレッシュミート	カンザス州ホルコム
5	カーギルミートソリューションズ	テキサス州フリオナ	23	タイソンフレッシュミート	イリノイ州ジェネセオ
6	カーギルミートソリューションズ	テキサス州プレーンビュー	24	タイソンフレッシュミート	ネブラスカ州レキシントン
7	カーギルミートソリューションズ	ネブラスカ州スカイラー	25	タイソンフレッシュミート	ワシントン州ワルラ
8	クリークストーンファームプレミアムビーフ	カンザス州アーカンソーシティ	26	ナショナルビーフパッキングカンパニー	カンザス州ドッジシティ
9	グレーターオマハパッキングカンパニー	ネブラスカ州オマハ	27	ナショナルビーフパッキングカンパニー	カンザス州リベラル
10	スイフトビーフカンパニー	テキサス州カクタス	28	ネブラスカビーフ	ネブラスカ州オマハ
11	スイフトビーフカンパニー	ネブラスカ州グランドアイランド	29	ハリスランチビーフカンパニー	カリフォルニア州セルマ
12	スイフトビーフカンパニー	コロラド州グリーリー	30	ビーエムビーフグループ	ミネソタ州ウインドム
13	スイフトビーフカンパニー	ユタ州ハイラム	31	プレミアムプロテインプロダクツ	ネブラスカ州ヘイスティングス
14	スミスフィールドビーフグループ	ウイスコンシン州グリーンベイ	32	フローリービーフ	カリフォルニア州ブローリー
15	スミスフィールドビーフグループ	ミシガン州ブレインウェル	33	マサミフード	オレゴン州クラマスフォールズ
16	スミスフィールドビーフグループ	アリゾナ州トレソン	34	モイヤールパッキングカンパニー	ペンシルバニア州サダールトン
17	タイソンフレッシュミート	テキサス州アマリロ	35	ワシントンビーフ	ワシントン州ベニッシュ
18	タイソンフレッシュミート	アイダホ州ボイジー			

昨年12月に実施した我が国による査察 を踏まえた農務省からの通知事項等①

- 日本向け輸出プログラムのマニュアル
 - ・FSIS施設担当職員への対日輸出プログラムのマニュアルの提供
- カナダ産牛の取扱い
 - ・出生日で月齢判別されるカナダ産牛(CFIA確認)の供給業者の施設の認可供給業者一覧への掲載
- SRMの除去
 - ・FSISの最終検査場所以前でのせき髓の除去
 - ・30ヵ月齢以上の牛の場合と同様の手順・方法でのせき柱の除去
- 30ヵ月齢を超える牛由来のと体との識別管理
- ほほ肉の処理
 - ・他の頭部肉・組織とは区別しての処理

51

昨年12月に実施した我が国による査察 を踏まえた農務省からの通知事項等②

- SRM処理に際しての留意事項のマニュアルへの明記
SRMの定義が、日本向け輸出基準と米国の国内規制で異なっていることから、定義の違いだけでなく、処理に当たっての留意事項についても、認定施設の品質マニュアルに明記する。

(業界への要請事項)

- 対日輸出用部分肉処理作業の作業開始時の実施
多くの対日輸出施設では、対日輸出用の部分肉処理作業を作業開始時に実施し、対日輸出用以外の部分肉との分別を図っているが、全ての施設で同様の対応をとるよう指導

52

米国における対日輸出認定施設等の現地調査結果

平成18年7月27日
厚生労働省
農林水産省

6月24日から7月23日まで、対日輸出プログラムの遵守のために米国側が講じることとしている措置の適切な実施や対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守について検証し、併せて、農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するため、米国における現地調査を実施したところ、結果以下のとおり。

I. 調査日程等

1 施設調査

- ・ 期 間：6月24日（土）～7月23日（日）
- ・ 調査施設：対日輸出認定全35施設
- ・ 実施者：厚生労働省、農林水産省の担当者3チーム

2 農場調査

- ・ 期 間：7月6日（木）～7月23日（日）
- ・ 調査施設：5農場、2飼料工場及び1レンダリング工場の計8施設
- ・ 実施者：農林水産省の担当者1チーム

II. 施設調査の結果

1 各施設における対日輸出プログラム遵守のための体制の整備状況

各施設における対日輸出プログラム遵守のための体制の整備状況を確認するため、以下のような事項の適切な実施が確保されているかどうかについて当該施設のマニュアルの整備状況を調査するとともに、当該マニュアルに沿った作業の実施が確保されているかどうかについてデモンストレーションやインタビューによる調査を行った。

(1) 対日輸出適格品リストに関する調査

各施設において、対日輸出ができない製品の日本向け出荷を防止するために、米国政府が改善措置として講じることとしている対日輸出適格品リストが適切に作成され、運用できる体制となっているかどうかについて、

主として以下の事項を調査したところ、(3)の事項を除き、適切に処理されていた。

- ① 対日輸出認定施設において、対日輸出適格品リストが作成され、マニュアルに明確に記載されていること。
- ② 対日輸出に当たり、対日輸出認定施設は米国農務省農業販売サービス局(AMS)に対し、対日輸出適格品である旨の確認証の交付を申請し、その発行を受けること。
- ③ 部分肉処理施設については、輸出向け製品の原料(枝肉等)の仕入先リストと仕入先ごとに仕入可能な製品のリストを作成し、マニュアルに明確に記載すること。

(2) 対日輸出プログラムに関する調査

各施設において、マニュアルに組織、運営管理等の体制が確保されていること、特定危険部位(SRM)の除去等の対日輸出プログラム上必要とされている条件が記載されていること、対日輸出プログラムの遵守が確保されるような作業手順となっていること、対日輸出ができる製品等対日輸出条件について当該施設の役職員への周知を徹底していること、施設に駐在する米国農務省(USDA)職員の検査体制が整っていること等、対日輸出プログラムが適切に遵守される体制となっているかどうかについて、主として以下の事項を調査したところ、(3)の事項を除き、適切に処理されていた。

① SRMの除去

ア ピッシングの禁止、せき髓などのSRM除去、牛枝肉の高温・高圧洗浄などの適切な処理を行うこと。

イ 施設に常駐するUSDA検査官の国内規制及び対日輸出プログラムに関する知見が十分であること。

② 牛の月齢確認

ア 施設において、フィードロットから受け入れた生産記録がある牛について20ヶ月齢以下であることを確認すること。

イ USDA格付官が、USDAの規定に基づいて日本向け枝肉について生理学的成熟度(A40)の判定を実施し、その記録を保存すること。

③ 日本向けの牛肉の分別／識別

ア 生産記録で20ヶ月齢以下と確認した牛の枝肉は、タグ等により他の枝肉と区分すること。舌は合札により枝肉と突合すること。

イ A40基準を使用した場合、USDA格付官が最終的にA40と判別した枝肉に「USDA認証スタンプ」を押印することにより他の枝肉と区分すること。

ウ 日本向けと畜・部分肉処理を作業開始時に行うことや、前後に時間を設けること等により、日本向け以外の牛肉の混入を防止すること。

エ 日本向け牛肉の箱詰後は、各企業が定めた製品管理番号により管理すること。

④ 米国側による監査

対日輸出認定施設が対日輸出プログラムに基づき行うフィードロット等の関連施設や牛の供給農家に対する監査が、適切に行われること。

(3) 調査結果

調査の結果、調査対象となった対日輸出認定施設35施設のうち21施設においては、適切に処理されていた。14施設においては、以下の点が確認された。

- ① 企業合併によりマニュアルが大幅に変更手続き中であったもの。
- ② 対日輸出適格品リストに対日輸出できない唇の肉が記載されていたという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出の計画はなく、実績もない。）。
- ③ 小腸及び第四胃等について、処理設備が未整備又は具体的な処理手順が定められていないにもかかわらず、当該施設からの対日輸出適格品リストに掲載されているという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出の計画はなく、実績もない。）。
- ④ 対日輸出適格品リストには記載されていないため実際に輸出できないが、マニュアルに対日輸出できない唇及び舌根部の筋肉の処理手順が記載されていたという書類上の不備があったもの。
- ⑤ と畜解体工程において一部の枝肉の仙骨部分にせき髓が少量残存していたもの（ただし、その後の分割工程で仙骨ごと除去されるため製品には残存していない。）。
- ⑥ 月齢確認牛の受入を確認する唯一の資料ではないが、供給者の認定リストが最新でなかったという書類上の不備があったもの（なお、対日輸出実績はない。）。

2 米国側の再調査における指摘事項の改善措置の実施状況

米国が4月から5月に実施した再調査における指摘事項に対する改善措置の実施状況について確認を行ったが、当該指摘事項については、全ての施設で改善が図られていた。

3 既に対日輸出された製品の対日輸出プログラムへの適合状況

昨年12月から1月までの間に日本向けに出荷された製品の対日輸出プログラムへの適合状況について確認を行い、1施設で認定前にと畜された牛肉

が含まれていた（20ヶ月齢以下であり、SRMが除去されていたことについては確認済み。）。

Ⅲ. 農場及び飼料工場調査の結果

1 月齢確認及び飼料給与実態等

農場及び飼料工場における生産記録の受渡し、飼料給与実態等を確認するため、農場5施設（繁殖1施設、フィードロット2施設、繁殖・フィードロット1施設、酪農・乳用種育成・フィードロット1施設）、飼料工場2施設及びレンダリング工場1施設を対象に現地調査を行った。

(1) 農場における生年月日の確認の状況

調査の対象となった農場5施設において、牛の生年月日が適切に記録され、伝達がされているかどうか調査を行った。これらの農場のうち3施設で工程証明プログラム（PVP：Process Verified Program）、2施設で品質システム評価プログラム（QSA：Quality System Assessment Program）に基づき、以下の通り、生年月日の確認が適正に行われていた。

- ① 繁殖農場2施設においては分娩期間における日々の巡視により個体ごとに生年月日を確認するという方法で、1施設においては分娩期間の初日又は最初の分娩日を群全体の生年月日とするという方法で生年月日が特定され、耳標の装着、野帳への記録等により当該生年月日が記録されていた。
- ② 繁殖と肥育を同一の施設で行っている施設以外のフィードロット2施設においては、導入元の繁殖農場から生年月日を証明する宣誓書を受け取ることにより生年月日の確認が行われていた。
- ③ これらのプログラムに基づき認定されている農場に対しては、当該プログラムにおいて定められた手順で生年月日などの管理が行われているかどうかについて、当該プログラムを管理する民間会社による検査が行われ、不適正な管理が発見された場合において一定期間内に是正されない場合は、当該農場が認定リストから削除されるシステムとなっていた。
- ④ プログラム管理会社に対しては、USDAによる検査が行われ、不適正な管理が発見された場合において一定期間内に是正がなされない場合は、当該管理会社が認定リストから削除される仕組みとなっていた。

(2) 飼料給与実態等

調査の対象となった農場5施設、配合飼料工場2施設、レンダリング工場1施設において、飼料の製造、出荷及び給与の実態並びに飼料規制の遵

守状況について調査を行った。

これらの施設における飼料の製造、運搬及び保管設備の確認、製造された製品や給与されている飼料の確認、文書の確認並びに管理者及び従業員等に対する聞き取り等の結果、以下の点等が確認され、いずれの施設においても米国における飼料規制への違反は確認されなかった。

- ① 調査の対象となった農場5施設においては動物性たん白質が給与されていないこと。
- ② 調査の対象となった配合飼料工場2施設においては反すう動物由来の肉骨粉は原料として使われていないこと。
- ③ 調査の対象となったレンダリング工場1施設においては反すう動物由来の肉骨粉の製造ラインが専用化され、反すう動物に給与してはならない旨の注意書きを出荷書類に記載して出荷されていること。

また、今回調査の対象となった5農場で飼料として動物性たん白質を給与していない理由については、

- ① 肉用牛はたん白質含量の高い飼料を必要としておらず、植物性の原料でたん白質の要求量を満たすことができるため、動物性たん白質を給与することは経済的でないこと。
- ② 肉用牛、乳用牛を通じて消費者による懸念を考慮した場合、動物性たん白を給与することは有益でないこと。

との説明があった。

なお、調査の対象となった全てのフィードロットにおいて、食肉処理施設に牛を出荷する際に法令に違反した飼料を給与していない旨の宣誓書を提出していた。

2 その他

農場及び飼料工場に対する現地調査に加え、ワシントンDCにおいて米国食品医薬品局（FDA）本部の担当官に対し、米国の飼料規制の動向等について聞き取りを行った。

FDAは、2005年10月に、30か月齢以上の牛の脳及びせき髄等の高リスク原料について全ての動物に対する飼料利用を禁止すること等を内容とする飼料規制強化案を公表したが、現在、800件以上寄せられたパブリックコメントに対する意見の分析及び評価、経済分析並びに環境影響評価等の手続を進めており、年内にはその内容を最終決定したいという意向を表した。当方からは飼料規制の強化について再度申し入れを行った。

現地調査結果を踏まえた米国産牛肉の取扱いについて

平成18年7月27日

厚生労働省

6月24日から7月23日までの間、厚生労働省及び農林水産省が実施した米国の対日輸出認定施設35施設の現地調査結果を踏まえ、次の措置を講ずることとする。

1. 調査結果への対応

- (1) 今回の調査においては、調査対象35施設中20施設において、対日輸出プログラム等について特段の指摘事項はなかったため、米国側は対日輸出リストに掲載する。
- (2) 残りの15施設の調査結果を踏まえ、
 - ① 企業合併によりマニュアルを大幅に変更手続中の1施設は、米国が査察を行い、日本が確認するまでの間は、米国側は対日輸出リストに掲載しない。
 - ② 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設については、当該施設における対日輸出プログラムの遵守を確認するため、輸入手続再開当初、通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視及び評価を行う。A

MSは、その後さらに当該施設の査察を行って、遵守状況の監視及び評価を行う条件付きで、米国側は対日輸出リストに掲載する。

日本側はAMSの評価結果の報告を受けるとともに現地において実施状況の確認を行う。

③ この他の13の事例については、既にこれらの施設で是正措置が講じられていることを、改正されたマニュアル等や米国政府が確認した旨の報告により日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リストに掲載する。

2 今後の対応

(1) 調査対象施設35施設中34施設について輸入手続の再開を認める(うち1施設については条件付き認定) こととするが、今後6ヶ月間は米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間とし、この期間中は、米国側は、調査対象35施設以外の新たな対日輸出施設としての認定は行わないこととしている。

また、日本側は、輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。

(2) 昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査

でも問題がないことを確認したが、念のため今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上輸入を認めることとし、その際輸入業者の協力を得て全箱を開梱し、SRMが含まれていないこと等を確認する。

3 輸入時の検査の強化等

厚生労働省においては、米国政府から提供を受けた対日輸出認定施設ごとの輸出できる製品のリストを活用して製品の適合性を確認するとともに、当面、輸入業者の協力を得て全箱開梱し確認する。

また、輸入業者に対し改めて対日輸出プログラム条件の周知徹底を図るとともに、輸入業者が対日輸出条件に適合しない製品を発注しないこととするなど輸入業者の自主管理の推進を図る。

なお香港・台湾における骨片混入事例については、米国に確認したところ、米国と香港・台湾との間において骨片の取り扱いについてあらかじめ決められておらず、特定危険部位ではないため両国とも当該施設からの輸入停止にとどめているが、我が国と米国との間では、上記のような骨片混入については従来から問題ないものと扱っており、この間の協議においてその取り扱いを再度確認した。

牛海綿状脳症（BSE）対策本部決定事項

6月24日から7月23日までの間、厚生労働省及び農林水産省が実施した米国の対日輸出認定施設35施設の現地調査結果を踏まえ、次の措置を講ずることとする。

1 調査結果への対応

(1) 今回の調査においては、調査対象35施設中20施設において、対日輸出プログラム等について特段の指摘事項はなかったため、米国側は対日輸出リストに掲載する。

(2) 残りの15施設の調査結果を踏まえ、

① 企業合併によりマニュアルを大幅に変更手続中の1施設は、米国が査察を行い、日本が確認するまでの間は、米国側は対日輸出リストに掲載しない。

② 認定前のと畜牛肉を出荷した1施設については、当該施設における対日輸出プログラムの遵守を確認するため、輸入手続再開当初、通常常駐しないAMS職員を一定期間常駐させ、監視及び評価を行う。AMSは、その後さらに当該施設の査察を行って、遵守状況の監視及び評価を行う条件付きで、米国側は対日輸出リストに掲載する。

日本側はAMSの評価結果の報告を受けるとともに現地において実施状況の確認を行う。

③ この他の13の事例については、既にこれらの施設で是正措置が講じられていることを、改正されたマニュアル等や米国政府が確認した旨の報告により日本側が確認できたことから、米国側は対日輸出リストに掲載する。

2 今後の対応

(1) 調査対象施設35施設中34施設について輸入手続の再開を認める（うち1施設については条件付き認定）こととするが、今後6ヶ月間は米国側の対日輸出プログラムの実施状況を検証する期間とし、この期間中は、米国側は、調査対象35施設以外の新たな対日輸出施設としての認定は行わないこととしている。

また、日本側は、輸入手続再開後、通常の査察に加え、米国側の抜き打ち査察に同行することにより、対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。

(2) 昨年12月12日から本年1月20日までの間に米国から輸出された未通関牛肉等は、米国側調査で問題がなかったとされ、日本側現地調査でも安全性については問題がないことを確認したが、念のため、今後新たに対日輸出される牛肉等について一定期間問題がないことを確認の上、全箱を開梱した牛肉等の確認を受けて、問題がないものだけに限り輸入を認めることとする。

3 その他

(1) 消費者の合理的な選択に資する観点から、牛肉を使用した加工食品の原料原産地表示や、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示など事業者による主体的な情報提供の一層の活性化を促すとともに、牛肉の原産地表示等についてJAS法に基づく監視指導の更なる徹底を図る。

(2) 米国産牛肉輸入問題については、本年4月及び6月に全国10か所でリスクコミュニケーションを実施するなど国民への情報提供に努めてきたところであるが、今後とも、査察の結果等をはじめとして、国民に対する情報提供に努める。

・説明者の説明内容はわかりやすかったですか。

(1 わかりやすかった 2 おおむねわかりやすかった 3 どちらでもない 4 ややわかりにくかった 5 わかりにくかった)

・質問に対する行政からの説明はわかりやすかったですか。

(1 わかりやすかった 2 おおむねわかりやすかった 3 どちらでもない 4 ややわかりにくかった 5 わかりにくかった)

・質疑の時間は十分でしたか。

(1 長かった 2 やや長かった 3 ちょうど良かった 4 やや短かった 5 短かった)

・説明者の声はよく聞こえましたか。

(1 聞こえた 2 おおむね聞こえた 3 あまり聞こえなかった 4 聞こえなかった)

問5 説明会を開催したことを評価しますか。

(1 評価する 2 おおむね評価する 3 どちらでもない 4 あまり評価しない 5 評価しない)

問6 日頃からご関心の高いものについて、3つまでご回答下さい。

- 1 残留農薬
- 2 食品添加物
- 3 動物用抗菌性物質（いわゆる抗生物質等）
- 4 環境からの汚染物質（カドミウム、メチル水銀、ダイオキシン類等）
- 5 天然毒素（カビ毒等）
- 6 加工中に生成する汚染物質（アクリルアミド等）
- 7 家畜の病気（BSE、鳥インフルエンザ等）
- 8 有害微生物（病原性大腸菌、サルモネラ菌等）
- 9 遺伝子組換え農産物
- 10 食品表示
- 11 トレーサビリティ
- 12 その他（)

問7 本日の「米国産牛肉輸入問題（対日輸出認定施設の現地調査結果）に関する説明会」の感想、その他運営などで、何かお気づきの点や感じたことがございましたらご記入下さい。

ご協力ありがとうございました。